
令和7年 6 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和7年6月16日(月曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

追加日程第一 議案第32号 令和7年度宇美町一般会計補正予算(第2号)

追加日程第二 発議第2号 宇美町議会ハラスメント防止条例検討特別委員会の設置及び選任
に関する決議について

日程第2 閉会中の継続審査又は調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第一 議案第32号 令和7年度宇美町一般会計補正予算(第2号)

追加日程第二 発議第2号 宇美町議会ハラスメント防止条例検討特別委員会の設置及び選任
に関する決議について

日程第2 閉会中の継続審査又は調査について

出席議員(11名)

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
8番 黒川 悟	9番 鳴海 圭矢
10番 白水 英至	11番 藤木 泰
12番 古賀ひろ子	

欠席議員(1名)

7番 入江 政行

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 松田 好弘

書記 園 麻友

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	折居 邦成
総務課長	八島 勝行	地域コミュニティ課長 ...	藤木 義和
シティプロモーション課長 ...	竹下 健一	企画財政課長	工藤 正人
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史
住民課長	野田 幸二	健康課長	水野 治也
福祉課長	工藤 寿子	環境課長	石川 和男
管財課長	矢野 量久	都市整備課長	添田 勝春
上下水道課長	前田 友博	学校教育課長	川畑 廣典
社会教育課長	太田 一男	こどもみらい課長	入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第4号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

欠席届が7番、入江議員から出ておりますので御報告します。

お諮りします。本日まで、町長から議案第32号が、安川議員ほか5人から発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一及び第二として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

議案第32号、発議第2号を日程に追加し、追加日程第一及び第二として議題とすることに決定しました。

なお、本日の議事日程に上げています。

日程第1. 一般質問

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、一般質問に入ります。

通告に従って質問をお願いします。

通告番号5番。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

4番、丸山康夫です。今回の一般質問でも町の課題を明らかにするとともに、宇美町の明るい未来につながる質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の最初の質問は、「交流人口の増加策は～来町者を増やして町を元気に～」をテーマに行いますので、よろしくお願いいたします。

私は、太宰府天満宮の周辺をよく通るんですけども、休日・平日を問わず多くの観光客でにぎわっています。国内だけではなく海外からも多くの観光客が太宰府を訪れています。

博多港に大型のクルーズ船が来港したときには100台を超える観光バスが列をなし、県内各地へと乗客を乗せて出発していきます。そのうち、約半数は太宰府市に行くんじゃないかなと考えております。

このように、中国や韓国からのインバウンド客も多く、この方々の10%でも宇美町を経由してもらえると町の経済にもよい影響を与えるんじゃないかなと考えております。

このように、コロナ明けに訪日外国人が大幅に増加する中で、今後もインバウンドの増加傾向は続いていくと考えられますが、本町の入込客数増加にはほとんど結びついていないのではないかと考えております。

旅行会社と交渉して、博多港から太宰府市に向かうルートに宇美町を加えてもらうだけでも本町への来町者は増えていくと考えられます。

何せ日本一の安産・育児の神様に加え、戦神である八幡様をお祭りし、その八幡様である応神天皇が御生誕された地であり、また日本一のクスの巨木林がある宇美八幡宮は県内でも有数の観光スポットになる要素を持っています。

また、町内には古くからの酒蔵や伝統工芸の工場もあります。これらの工場見学もセットにするととても魅力的なツアーも組むことができるんじゃないかなと、いつも思っております。しかしながら、プロデューサーがいらないのか定かではありませんが、なかなか実現できていません。

また、来町された観光客のガイドも担ってもらおうと始めた歴史サポーター養成講座も開始から3年が経過しましたが、ガイド等で活躍されている方の姿をお見かけしたことはありません。

この講座をシティプロモーション課が行っている意義がまだまだ発揮できていないんじゃないかなと、そういうふうにも見えてまいります。

そして、何よりもせっかく日本遺産「古代日本の『西の都』～東アジアとの交流拠点～」に選

定されておきながら、ほとんど何の活用も行わないうちに今年の２月に日本遺産から除外され、再び候補地扱いとなってしまいました。

私としましては、すぐにでも再登録に向けて、５市２町そして福岡県が一丸となって動き出すのだろうと淡い期待を抱いておりました。

水面下では何がしかの動きがあっているかもしれませんが、私には全く何も聞こえてきませんし、見えてきません。本当にこのままでよいのでしょうか。

本気で再登録を目指すのであれば、既に活発な活動が展開されていると思いますが、町の常任委員会に何の報告もありませんし、もちろんマスコミへのプレスリリースもありませんので、恐らく何も活動していないのではないのでしょうか。

日本遺産の誘致に向けて動いてきた人々にとっては、至極残念な状況が続いています。

ほかにも宇美町には様々なスポーツ資源も人材も豊富です。各スポーツ大会には町外から多くの参加があり、そのたびに町には多くのお金が落ちています。

一例で言いますと、スポーツ少年団でも町外から多くの参加者が集う大会を１６大会行っているんですね。お弁当やお茶はこの店で購入してくださいといったことを開催要項に掲載しています。当然、そこでお弁当を買われてお金が落ちているんですね。

自然環境も豊かで、一時期のキャンプブームは過ぎてしまいましたけれども、一本松キャンプ場は現在もコアなキャンパーが訪れています。

また、一本松キャンプ公園にはスケボー場も整備されていますが、本格的な競技あるいは大会の誘致は難しく、今後の施設の拡張を望む声が私には多く寄せられています。

私なりに交流人口の増加策に向けた町の課題を整理してみましたけれども、やはり交流人口を増やしていくことは経済効果だけでなく、町民の民度向上にも直結します。

もちろん、宇美町の知名度アップにもつながりますし、スポーツツーリズムといったものを通して、宇美町で楽しい思い出をつくっていただいた方にふるさと納税のＰＲも行っていくと大きなキックバックが期待されると思っています。

そのためにシティプロモーション課を設置し、様々な取組を期待しておりましたけれども、なかなか機能していないんじゃないかなと思っています。

前置きが長くなりましたけれども、最初の質問に入ります。

本町の入込客数の推移についてお尋ねします。

コロナ禍以前から今日までどのように推移してきたのか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

シティプロモーション課より回答をさせていただきます。

観光入込客数は、町の活性化を図る上で重要な指標の1つとして総合計画や総合戦略に位置づけています。

第1期総合戦略の開始年度である平成27年度から令和6年度までの推移について、福岡県観光入込客数推計調査において報告をしてきました数値を基に御報告をさせていただきたいと思えます。

なお、観光地点は、宇美八幡宮、四王寺県民の森、一本松公園、歴史民俗資料館の4か所です。

平成27年度が約90万人、平成28年度から令和元年度までの4年間は110万人前後、コロナ禍の影響を受けた令和2年度は約73万人、令和3年度は約98万人と減少はしましたが令和4年度以降は回復傾向にあり、毎年度110万人を超えて、令和6年度は過去10年間で最高の119万8,000人という状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

この数字も私はもっと伸びるんじゃないかなと思っています。伸びた要因は明らかですね。宇美八幡宮さんが頑張っておられるからなんですね。

次の質問に移りますけれども、シティプロモーション課設置後に取り組んだプロモーション事業と、その成果についてお尋ねします。

どのような事業を実施し、こんな成果がありましたと報告していただきたいと思えます。

○議長（古賀ひろ子）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

令和5年7月にシティプロモーション課が発足し、新たに取り組んだ主な事業について御報告をさせていただきます。

1つは情報発信についてでございます。町の魅力を町内外へ発信することを目的に公式Instagramを開設いたしました。

また、ホームページをリニューアルし、令和5年度にトップページ・フロントページを、令和6年度にセカンドページと新たに子育てに特化したサブサイトを作成いたしました。

閲覧する人の約70%がスマホということに着目いたしまして、スマホ画面での見やすさ、欲しい情報に届きやすいつくりに留意いたしました。

2つは観光案内、PRグッズの作製です。各種イベントなどでPRするため、のぼり旗、トートバッグなどの作製を行いました。また、宇美駅をはじめ宇美八幡宮などの観光案内板をリニ

ューアルしております。

さらに、10年ぶりに観光パンフレットをリニューアルいたしまして、公募型プロポーザル方式で選定した株式会社シティ情報ふくおかが発行いたしますタウン誌に、パンフレット完成までの3か月間、宇美町の特集を掲載し、町の魅力、PRにつながるとともに、観光パンフレット完成後は町外の大変多くの方からの反響があり、提供についてお問合せをいただきました。

完成記念には、イオンモール福岡において、井野小学校の1・2年生と町長にも参加していただき町のPRイベントを開催し、来場者にパンフレットを配布いたしました。

加えて、令和6年度は歴史に特化した歴史ロマンの旅ガイドブックの作製、大野城城カードの販売を開始いたしました。

宇美商業高校の書道部に御協力いただき、大野城御城印を作製し、販売するという町の貴重な資源である歴史文化に着目した事業にも取り組みました。

このように、今までPRのためのツールが少なかったのですが、シティプロモーション課が発足いたしまして新たなツールづくりなどに取り組みました。

そして、完成後は町内外でのイベント、講座などで全庁的に活用を行っているところでございます。

成果といたしましては、昨年度、作製した観光パンフレットは、これまでの実績から3年間ほど使用できることを見込んでおりましたが、積極的に配布いたしましたことにより、1年程度で在庫が少なくなるという状況です。

よって、多くの方の手に渡り、町を知っていただくきっかけになっているのではないかとこのように思っているところでございます。

今後も、第7次宇美町総合計画に掲げる基本目標6の町民と行政がパートナーとなり、共働で『まちの魅力』をうみだすまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

先ほど、成果について報告していただきましたけれども、ほとんどと言っていいほど成果に結びついていないんじゃないでしょうか。

観光パンフレットの作製と配布、これは昨年度は5,000部作りましたけれども、今年は7,000部作られるようなんですが、これも活用されていませんよ。観光パンフレットの5,000や7,000という数字は、実はとっても少ない数字なんです。

先ほど言いましたけれども、スポーツ少年団でも町外から多くの参加がある交流大会を16大会やっています。宇美町をPRする絶好のチャンスがそこにあるんですよ。こんなにすてきな

スポットがあるから試合が終わったらぜひ立ち寄ってくださいと、観光パンフレットを配布したっていいじゃないですか。

今年はＪＲ九州ウォーキングの開催はどうなっているんですか。私も職員時代に担当したことがあるんですけども、このイベントはＪＲが勝手に企画するんじゃなくて、各自治体がＪＲに企画をお伝えして誘致する事業なんです。宇美町のよさを知っていただく、しかもほとんどお金をかけずに開催できる絶好の機会、これを逃しているんじゃないですか。

また、観光パンフレットの中身を見ると、日本遺産のことはほんの一行ですよ。ちっちゃく書いてあります。またちっちゃなロゴマークが載っていました。これだと日本遺産の登録から除外されてもしょうがないのかなと感じました。

歴史ロマンの旅のガイドブックも作製されましたけれども、きちんと活用されているのかどうか、これがよく分からないですね。

また、観光情報のホームページは１年に１回更新されればよいほうですよ。古い情報がそのまま載っています。

うみんすたぐらむもつくられました。私は評価しているんですけど、初めの頃は頻繁に投稿されていました。でも最近は投稿回数が月に２回ですよ。ちょっと寂しいですね。しっかり成果が現れる取組を期待したいと思っています。

次の質問に入りますけれども、本町の貴重な観光資源である国指定特別史跡大野城跡は、日本遺産、古代日本の「西の都」、東アジアとの交流拠点の構成遺産でした。

私としましては、日本遺産の再登録を目指して、できることは全てやる。ほかの自治体や福岡県の動きが鈍いのなら先陣を切って取り組むぐらいの意気込みがほしいと思っています。

お尋ねしますが、日本遺産登録の抹消の理由及び認定取消し後にどのような取組、協議を行っていたのか。まず回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

日本遺産登録抹消の理由についてでございますが、文化庁からの報告では詳細内容がよく分かりませんでしたので、日本遺産「西の都」地域活性化協議会において、詳細な背景というものを説明するように県の文化財保護課に強く要望いたしました。

その結果、県文化財保護課は文化庁へ出向き、内容について協議が行われております。

その際、文化庁からは、審査を行った日本遺産評価審査委員会で太宰府天満宮からの日本遺産「西の都」構成文化財への周遊が不足している点、それを大きな理由として上げられ、その対応策として、二次交通網の整備などの必要性を求められたという説明を受けたということでの報告

がっております。

また、これまでの教育普及や人材育成など、その他の取組については一定の評価であったことから、日本遺産認定取消となりましたけれども、認定し得るストーリーがある候補地域にするという報告を受けております。

認定取消し後の取組につきましては、県文化財保護課が事務局となり関係自治体が参加している協議会に加え、副知事・副市長級の意見交換会など、これまで8回協議を重ね、候補地域となった結果の詳細分析と課題の整理、その対応策に係る費用面の積算を行っているところでございます。

今後、こうした課題の整理、対応策の内容を踏まえ、再申請に関する方針を今年の10月をめぐりに決定する予定と県から説明を受けているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

そこでお尋ねしますが、宇美町の貴重な観光資源である大野城跡の日本遺産再登録、つまり日本遺産古代「西の都」の再登録を目指す考えがあるのかないのか。ここはしっかり明言していただきたいと思っています。

あるとすれば、今後どのような働きかけを行っていかようと考えているのか。ないのなら代替案は持っているのかどうか。再登録は最短でいつ実現できるのかを含めて回答を求めます。これは課長答弁じゃなくて町長か副町長、ぜひ答えてください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

それでは、私から回答させていただきます。

古代日本の「西の都」が日本遺産の認定を取り消され、候補地域とされたことについては大変残念に思っています。

これまで、町では庁舎に懸垂幕を掲げたり、「西の都」関連の様々なイベント等も実施してまいりました。

先ほど、担当課長からシティプロモーション課発足後の主な取組について御報告をさせていただきましたが、この機構改革においては、従来、教育委員会部局にあった文化財関係の業務を町長部局に編入し、文化財を町の資源として活用し町の魅力の推進に努めてきたところです。

また、再審査となってから先も、県をはじめ関係自治体で協議を重ね、計画を練り直して審査に臨んでまいりました。そうしたことからすると、残念というよりはむしろ憤りさえ感じている

ところでは。

現在、候補地域となっている「西の都」を再び日本遺産として認定をしてもらうためには、再申請を行う必要がございます。最短で令和7年度末に申請し、令和8年度の審査であると文化庁から説明を受けています。

しかし、この最短ルートで評価審査委員会が求めている課題解決策が提示できるかどうかは、現在のところ厳しい状況となっています。

日本遺産の再認定については、協議会で課題解決に向けて対応策の積算を行っていますが、二次交通網の整備などを行うための費用は莫大なものであり、その整備については国からの補助金の制度はなく、全て自治体の負担となります。ゆえに、すぐに解決できるものではないというふうに判断しているところです。

そのような状況下でございますので、まずは文化財保護行政の原点である地域の文化財は地域で守り、地域住民とともに地域の課題解決をもとにした活用を進めていく取組を、「西の都」としてつながった各自治体との広域連携事業を引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

その取組の1つとして、昨年度まで那珂川市や大野城市と連携したバスツアーを実施しています。この中で、日本遺産「西の都」構成文化財の大野城跡だけではなく、宇美八幡宮、歴史民俗資料館、小林酒造の工場見学もツアーに盛り込むなど、より宇美町を知っていただく内容として実施しております。さらに、今年度は大野城跡と同じ古代山城である基肄城が所在する基山町とバスツアーも新たに計画をしております。

また、先ほど紹介いたしましたバスツアーをお迎えしても歴史を説明できるガイド本がございませんでしたので、歴史ロマンの旅ガイドブックを新たに刊行しましたので、今後はこちらも活用しながら町の魅力をPRしてまいります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

再登録を目指すか目指さないかをはっきり明言してくださいと私は言ったんですけど、言われませんね。

私は以前から主張しているんですが、日本遺産の登録が継続していたら宇美八幡宮の新規登録も現実味を帯びていただけない、とっても残念でならないんです。

鉄は熱いうちに打てという言葉があります。憤りという言葉も先ほど言われましたけれども、やっぱりはらわたが煮えくり返っているうちに行動すべきなんです。このままずるずると時間だけが過ぎていくと、日本遺産への再登録の道は閉ざされてしまいます。

福岡県もそうなのですが、諦めムードが漂っているんですね。やる気も何も伝わってきません。執行部には、いま一度しっかり作戦を練っていただき、他の5市1町、そして福岡県をぐいぐいと引っ張っていただきたいと願っています。考えがありましたら回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

原田副町長。

○副町長（原田和幸）

本年2月18日に福岡県の副知事、県教育長が招集し、関係自治体の副市町長級の職員を対象にいたしました日本遺産「西の都」に関わる関係自治体意見交換会が開催され、私が参加してまいりました。

その際、審査結果とその課題解決に向けてについての意見を求められましたので、私からは、文化財保護法第1条にあるように文化財は国民共有の財産であること。この文化財をほかと比較した相対評価を行っていることは甚だ疑問であり、またその審査が日本遺産全体ではなく、平成27年認定グループの中で行われていることも疑問であると述べました。

そして、何よりも福岡県の文化財保護理念では、地域の文化財は地域で守るとあるように、文化財を守り継いでいるのは地域住民の方々である。こういった地域の方々の文化財愛護に対する気持ちが下がってしまったのではないかと心配しており、文化財を守っていただいている方々の心のケアも必要であり、この点についても県が主体となって回復に努めていただきたいと考えていること。そして町としてもこの「西の都」として築き上げてきた連携を生かし、文化財活用事業について最大限に取り組んでいきたいと発言してまいりました。

意見交換会では、各自治体から様々な意見が出され、その後も担当者レベルでの継続的な協議を行っておりますので、今後もしっかり町の考えを伝え、国や県に対しても提言できるように取り組んでまいります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

しっかり取り組んでいただいて、私は本当に再登録を心から願っておりますので、ぜひ実現に向けて行動していただきたいと願っております。

次に、町立歴史民俗資料館についてお尋ねします。

まずは、資料館の来館者数の推移についてお尋ねします。コロナ禍前からコロナ禍を経て現在に至るまで、どのように推移しているのか回答してください。

できれば、人件費を含む維持管理費、企画展等にどのぐらいの予算を計上しているのか。併せて回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

お答えいたします。

資料館の来館者数についてでございますが、平成30年度が9,879人、平成31年度は9,277人、コロナ禍の影響を受けた令和2年度は4,542人、令和3年度は4,366人と減少し、令和4年度は5,871人、令和5年度は6,355人、令和6年度は5,933人となっております。

予算についてでございますが、今年度は人件費を含む資料館事業費は1,447万1,000円、維持管理に当たる資料館管理費は395万1,000円となっております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

減り続けているんですね。本当にもったいないなとは思っていますけれども、やはりこれを増やしていくためには展示物の充実が大事じゃないかなと思っています。

宇美町には、国指定の重要文化財である四王寺山から出土した経筒が眠っています。どこに眠っているかといいますと、小郡市にある九州歴史資料館の収蔵庫の奥深くですね。ほとんど誰からも見られることなく、文字どおり眠っています。

1118年頃に造られた経塚から発見された大変貴重な経筒で、デザイン性にも優れ、経筒マニアからは四王寺ブランドと高く評価されています。

また、経筒に収められた約900年前のお経が無傷で残っているんですね。本当にすごいお宝で、国の重要文化財に指定されている、これはもう納得の品物でございます。

先ほど紹介した宇美町の歴史ロマンガイドブックにも載っていますので、御一読していただくとありがたいと思っています。

多くの方に来館してほしいのなら、やはり目玉となる展示物が必要じゃないかなと思います。町指定の文化財として登録されている、これは県じゃないですね、国でもないです、町指定です。

トンボのふみちゃんのモチーフになっている蜻蛉型鞘金具、しかもレプリカが目玉で何とも寂しいものがあるんです。ぜひ宇美町立歴史民俗資料館の目玉展示物として多くの方に来館していただいて見ていただきたいと思っていますけれども、この経筒関連の国の重要文化財に指定されているもの、展示に当たっての課題、どうすれば展示できるのか。これをお示してください。

○議長（古賀ひろ子）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

まずは、国指定重要文化財である経筒、宇美町歴史ロマンガイドブックについて御紹介をいただき、ありがとうございます。

経筒につきましては、宇美八幡宮所有で国重要文化財となっております。文化財保護法第53条において重要文化財の所有者及び管理団体以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないとなっております。

文化庁は、その許可の条件といたしまして、1つは、建物が耐火・耐震構造であること。2つが、建物の内部構造が展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。3つが温度、相対湿度及び照度について、文化財の適切な保護環境を維持することができること。4つが、防火及び防犯のための設備が適切に配置されていることなどを主なものとして上げております。

これをクリアするためには、収蔵庫及び展示ケースの新設が必要となります。また、これ以上に大きな課題といたしましては、文化庁は、重要文化財を展示する施設の改修についても文化財を搬入する経路と観覧者の見学ルートとは別の動線とすることを指示しているため、単に収蔵庫と展示ケースを増設するという改修工事だけではなく、重要文化財などを搬入専門の美術輸送車で入れることができるトラックヤードの新設などが必要となります。

これについては、現在の資料館の場所では物理的に厳しいものがございます。しかしながら、議員御提案のとおり、何か目玉となる展示物もほしいところでございます。

町指定文化財の蜻蛉型鞘金具につきましては、現在、適切な保存のためにレプリカを展示し、本物は収蔵庫に入れておりますが、期間限定で本物を今年度に展示公開できるようにしてまいりたいと思っております。

また、経筒の展示は、残念ながら宇美町歴史民俗資料館ではできませんけれども、九州歴史資料館で展示されているときにバスツアーを実施するなど、そういった検討も進めてまいりたいと思っております。

なお、展示物の充実だけでなく入館者を増やすために、今年3月から御城印大野城の販売を開始いたしております。販売開始から3か月の6月9日現在で868枚売り上げており、2,100枚限定販売の3分の1以上の売れ行きとなっております。

また、これを買いたい求めるために延べ805名の方が来館されており、昨年度の同時期と比較いたしまして入館者は増加している状況でございます。

今後もより多くの方々に来館していただけますよう、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

さっき言ったように九州歴史資料館の収蔵庫の奥深くに眠っているんです。企画展あたりを企画していただいて、ぜひそういったことをしっかり申し入れながら、まずは見て、そのすばらしさを多くの人に知っていただく、こういった取組から始めるのも、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

一本松公園の活用についてお尋ねします。

まずは、一本松公園の来場者数についてお尋ねします。コロナ禍前から現在に至るまでを報告してください。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

一本松公園の維持管理を行っています環境課のほうから回答をさせていただきます。

一本松公園には、現在、管理人を配置していないため正確な人数等は把握できておりませんが、コロナ禍前の平成31年度で把握しております最も多い日で、1日に700人の方が来場されたと記録しております。

コロナ禍以降の来場者数は、入場車両台数を基に回答させていただきます。コロナ禍における令和4年度の実績では、最も利用が多かった8月には1日当たり300台、そして直近では今年の8月になりますが、約270台の車両が駐車場を利用しております。

来場者数になりますが、車1台当たり3人で換算しますと、令和4年度では1日当たり900人、令和6年度では1日当たり約810人が来場されたと推測しているところでございます。このように、コロナ禍をピークに来場者数は減少しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

続いて、一本松公園の売りでもあったバンガローの使用状況及び今後の処理の方法についてお尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

バンガローにつきましては、コロナ禍の影響を受け、令和２年度から貸出しを休止し、現在では老朽化により安全性や維持管理の観点からも貸出しを継続することが難しいと判断して中止を行っているところです。

今後の処理、方向性につきましては、解体を視野に入れ検討を進めているところですが、解体後のスペースの活用方法等の検討が課題となっているところでございます。

このスペースの活用方法は、今年度、都市整備課で策定される緑の基本計画にも影響することから、関係各課で情報を共有しながら適切な活用方法について検討してまいります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

引き続き質問しますけれども、スケボー場についてお尋ねします。

利用者の皆さんと役場職員が協力して設置したスケボー場ですけれども、利用者はどのくらいおられるのか。

後の質問にも関連があるんですけれども、せっかくなら町外からも多くの方が訪れるスケボー場であってほしいと思いますし、大会も開けるような施設であってほしいと願っております。今後、拡張していく予定があるのか。その辺りも含めて回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

スケートボード場の利用人数ですが、一般開放のため、施設利用の申請が必要ないため正確な利用者数というのは把握することはできません。

参考程度となりますが、宇美町スケートボード協会の聞き取りでは、現在、協会の会員数が１２名で、週に２回ほどスケボー場で練習を行っているとのことでした。

次に、スケボー場の拡張ですが、令和２年に整備されたスケボー場は面積が３００平米と当初は小規模なものでした。その後、スケボー協会や町の土木組合等の有志の協力を得まして、令和５年度に約７００平米ほどの広さに拡張され、利用者にとってもより快適で多様なスケボ一体験を提供できる環境が整ったところです。

この拡張に関しましては、スケボー協会からの要望を受け、規模や形状の協議を重ねた上で整備されたものであり、現在のところ、新たな拡張に関する相談等は町のほうには寄せられていないということです。

今後の展望といたしましては、先ほど申しました緑の基本計画の策定時に検討をしていくということになります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

次に引き続き行きますけれども、以前、一本松公園といえば溪流遊びができる公園、また小さな子どもたちも安心して遊べるひょうたんプールが整備されていましたが、平成１５年の災害で埋まってしまいましたね。ぜひ復活してほしいとの声も多く寄せられております。

また、オートキャンプ場の整備、それはバンガローの跡地をうまく利用してとか、あるいは民間企業の参入も視野に入れたグランピング施設の誘致、こういったことも実現していくと本当にありがたいなと思っています。

夢は広がるんですけれども、もちろん町単独の事業ではなかなか行えません。国の補助金や有利な起債を活用しての整備になってくると思います。

緑のマスタープランの作成を令和７年に行うと、ここまでお聞きしているんですね。ただ、その後の計画の流れ、時系列で詳しく説明していただけますか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

添田都市整備課長。

○都市整備課長（添田勝春）

失礼します。

一本松公園につきましては、都市計画マスタープランの改定版にもレクリエーション拠点として位置づけており、その機能拡充に向け、本年度、緑の基本計画の策定を予定しております。その中で公園の機能拡充に関する方針を固めてまいります。

議員御質問にありますその後の流れとしましては、令和８年度に整備に関する基本設計を作成予定でございます。

この基本設計において、一本松公園の自然環境や地形が持つポテンシャルを生かし、関連する機能や用途ごとにまとめたゾーニング計画を作成すると思われます。

その中で、オートキャンプ場やグランピング施設等の意見も参考にさせていただきながら、皆様に喜んでいただけるように努めてまいります。

なお、基本設計につきましては、有識者を交えた懇談会を開催し、そこで意見を踏まえながら、この一本松公園の魅力をより高めていく計画にしたいと考えております。

その後は、実際の整備に関する実施設計を行い、整備を進めていくことになります。

一連の事業につきましては、国の交付金と起債の活用を考えております。交付金の対象は、実施設計の委託費、用地購入費、整備費になります。

町内には、一本松公園のほかにも２ヘクタール以上の近隣公園が複数存在し、それらの機能拡

充についても進めていくこととしております。

それらとの兼ね合いと国の交付金の補助率いかな等によっては、対象事業の進み具合が変わってくるのではないかと考えられます。

しかしながら、一本松公園の整備につきましては十分な検討を行いつつ、迅速に進めてまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

ぜひ、一本松公園のポテンシャルを最大限に生かして、宇美町にたくさんの人が来ていただけるような施設に整備していただけたらと思っておりますので、しっかりやってください。よろしくお願いします。

1つ目の質問も佳境に入ってきましたけれども、交流人口を増やすためにはスポーツツーリズムを上手に使っていくことが大切だと思います。

町のスポーツ推進計画にもスポーツツーリズムを推進すると記載されています。現在、宇美町が取り組んでいるスポーツツーリズムはどのような事業があるのか。また、今後どのようなスポーツツーリズムを計画しているのか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

太田社会教育課長。

○社会教育課長（太田一男）

初めに、スポーツツーリズムとは、スポーツを見る、するための旅行そのものや、周辺地域観光に加えましてスポーツを支える人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点から、ビジネスなどの多目的での旅行者に対し旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことができる環境の整備など、複合的でこれまでにない豊かな旅行スタイルの創造を目指すものとされております。

現在、宇美町で取り組んでいるスポーツツーリズムは、蹴—1GPがございます。また、宇美町スポーツ協会では糟屋郡民スポーツ大会や福岡県民スポーツ大会、宇美町スポーツ少年団では、うみだすこ事業、国際交流事業などがこれに当たると考えております。

今後につきましても、現在の取組に加えまして、福岡県や糟屋地区、各競技団体で行われる各大会の会場の提供や様々なスポーツ団体との連携、協力体制の確立など、スポーツを通じた交流の機会となるスポーツツーリズムの推進に取り組んでまいります。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

最後の質問に入りますけれども、宇美町を女子サッカーチームのホームタウンとしてチームを誘致できないかという質問を行いたいと思います。

先日、私、宮崎県の新富町に視察に行ったんですね。なでしこリーグに所属しているヴィアマテラスのホームタウンで、この新富町の人口は宇美町の半分以下、1万6,378人です。

ホームの試合では、毎回1,500人以上のサポーターが集まり、露店やキッチンカーも並び、1日ばかりでのお祭りが開催されているかのようなにぎわいを見せていました。

サッカーが盛んな町で、先ほどから言っていますスポーツツーリズム、あるいは女子サッカーのホームタウンとして地域おこしのモデルになっている町なんです。町外からも多くのサポーターが来場されるなど、その波及効果は計り知れないなと見て感じてきました。

ぜひ、町で考える交流人口の増加策に女子サッカーチームのホームタウンの誘致を絡めて町長の考えをお聞かせいただきたいと思いますと思っています。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

関係人口は、本町で開催しておりますイベントの参加や特産品の交流、またふるさと納税等を通じて継続的に関わりを持つ人が増えることで、人口が減った状態にあっても地域を維持していく手がかりになるんじゃないかなというふうに思っています。

御提案の女子サッカーチームのホームタウンとしての誘致ということでございますが、交流人口を増やすということにもつながりますし、極めて有効ではないかなというふうに思っております。

2023年、令和5年10月にFIFAワールドカップ・ドイツ大会の優勝監督で、現在は日本サッカー協会の女子委員会委員長の佐々木則夫さんが宇美町を訪問されました。そのときの様子をホームページの町長トピックスでも御報告いたしましたので、もしかしたら御覧になられた方もおられるのかもしれませんが。

佐々木委員長に総合スポーツ公園を視察していただき、施設の活用の可能性について様々な意見交換をさせていただきました。

そのときに、佐々木委員長からも女子サッカーチームを誘致してはどうかということを言われたことを、今、思い出しております。また、女子サッカーチームの試合の前にサッカースクールの開催や老若男女、世代を超えて楽しめるウォーキングサッカーを紹介していただきました。

ウォーキングサッカーとは、文字どおり歩いて行うサッカーのことで、接触禁止、スライディングやヘディングも禁止で、2011年にイングラウンドで55歳以上のシニア世代を対象として始まったとされております。認知症予防や介護予防、健康増進など運動予防医療としても注目

されているようでございます。効率のいい運動効果が期待できるとのことでした。

そのような御縁もあり、佐々木委員長にアドバイスをいただきながら、現在、女子サッカーの福岡Ｊ・アンクラスというチームと連携・協定に関する協定の締結に向けて準備を進めているところでございます。

この締結については、ホームタウンとしての締結、セカンドホームタウンではございません。多くは、大体、福岡市とか春日市とか大きなところがホームタウンで、その隙間を埋めるという意味でセカンドホームタウンというのがあるのかもしれませんが、私どもはホームタウンとしての締結を、今、考えているところでございます。

女子サッカーはプロサッカーリーグのWEリーグ、先ほど議員からも御説明がありましたので割愛させていただきますけれども、福岡Ｊ・アンクラスはその下の地域リーグの九州女子サッカーリーグの一部に現在所属しております。

今年の３月に入りまして、福岡Ｊ・アンクラスから連携協力に関する協定締結のお話もいただき、私も直接、クラブの代表であるとか監督からお話を伺いまして、庁舎内でも議論をさせていただきました。

双方にどんなメリットがあるかと考えたときに、アンクラス側にしてみれば練習場所また試合会場の確保が最大のメリットであろうと、私たちにしてみれば、宇美町が目指しておりますスポーツの在り方や地域活性化にいかに関与するかということ、アンクラスの公式戦が総合スポーツ公園で開催されることになれば、交流人口の増加による経済効果なども考えられますし、町民の皆さんが試合開催時にボランティアとして活躍されることも容易に考えられます。

また、こどもたちのサッカースクールであるとか、中学校の部活動の地域移行の指導もお願いできるのではないかなと思っております。

もう１つは、私の狙いとしましては宇美町のイメージアップにつながるんじゃないかなと、御存じのように宇美八幡宮は神功皇后伝説が多く残っておりまして、安産・育児の大神様というイメージというのが定着しているというふうに思っています。

今回の女子サッカーチームとの連携協定がかなえば、プロモーション活動等々を積極的に行うことで、宇美町はやっぱり女性に優しい町なんだというイメージを町内外の方にも持ってもらえるんじゃないかなと。

そして、本町が進めております子育て政策であるとかと併せてアピールするいいきっかけになるのではないかなというふうに思っております。どちらかと言いますと宇美町のほうがメリットが大きいのではないかなというふうに思っています。

メリット、デメリットと言いますと少し嫌らしく聞こえますが、本町と福岡Ｊ・アンクラスが協働で地域課題に取り組み、住民との交流や学校教育、社会教育への協力、そして地元企業との

連携など、相乗効果を上げながら地域活性化の起爆剤になるものと確信をしております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

いいですね。女性に優しい町、宇美。象徴がこういったＪ・アンクラスの誘致とか、そういったことに結びつくとは素晴らしいんじゃないかなと思いますので、ぜひ成功していただきたいなと思っております。

これで１問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

ただいまから１１時まで休憩に入ります。

10時47分休憩

.....

11時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

通告番号５番、続けてどうぞ。丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

２問目の質問は、住民活動の活性化をと、小学校区コミュニティを元気にと題して行います。

先日、白水議員も取り上げられましたけれども、やはり町民の皆様も大変関心にある事案だと思っております。私もしっかり追求したいと思っております。

さて、小学校区コミュニティが発足して１０年が経過しました。その間、地域コミュニティの活動、活発に発展させようと熱心な取組がなされていますが、住民全体にとっては、小学校区コミュニティの存在意義がまだまだ浸透していないと、このようにも感じております。

小学校区コミュニティ活動を活性化させるためには、もっと住民の理解を深める取組が必要だとも思っております。

また、役員や事務局を担う方の負担も大変大きく、ボランティアの域を超えていることが懸念され、これを放置しておくとなりの役員の成り手不足、こういったことにも陥りかねないと懸念しておるわけでございます。

また、自治会や小学校区コミュニティの役割あるいは事業の線引き、こういったことも必要になってくると思われております。

２つ目の質問は、小学校区コミュニティの活性化に向けたサポート体制と今後の展開、これを問いたいと思っております。

最初の質問は、小学校区コミュニティの活動実態についてお尋ねします。5つの小学校区コミュニティがあるので、包括してお答えいただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

藤木地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

地域コミュニティ課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、小学校区コミュニティとは、小学校区コミュニティ運営協議会というのが正式名称でございますが、宇美町の地域コミュニティ推進条例に基づき、小学校区内に存在する自治会、その他の団体の連携による自治組織でございます。

その役割といたしましては、地域コミュニティの活性化の推進の担い手であることに鑑みまして、小学校区の町民の福祉向上のため、自治会を超えて広域的な課題解決に努めるというものでございます。

その役割の下、活動内容といたしましては、主に6分野、防災・防犯・健康福祉・青少年健全育成・地域のふれあい・環境美化整備といったもので、5つのコミュニティそれぞれが校区の特色を生かしながら、おおむね同じような活動をされております。

5つのコミュニティが合同で開催をいたします校区対抗グラウンドゴルフ大会など、自治会と比較して、より広域的にスケールメリットを生かした事業展開をなされております。校区によっては、いろんな自治会の枠を超えた事業も実施されているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

本当にたくさんの事業を、本当に献身的に役員の方々、担っていただいて展開されているということが、本当に伝わってくると思っております。

2つ目の質問は、役員や事務局の方、事務局員と言ったらいいのかなと思いますけれども、事務局を担う方、こういった方々の活動状況と、あと報酬についてお尋ねします。

役員や事務局を担っていただいている方も、もちろん無報酬ではないと思いますけれども、やっぱりかなりの日数、出勤されているんじゃないでしょうか。報酬額があまり低過ぎると、やる気の減退や、次の役員の成り手不足につながりかねません。特に事務局を担っていただいている方については、活動の実態を町として詳細に把握していく方が大事で、必要に応じてになりますけれども、社会教育関係団体のように、事務局員として月に10日程度雇用していただき、町が賃金分を補助金に上乗せするような形態も考えていかななくてはならないかなと思っております。

役員や事務局を担っていただいている方々の活動状況と報酬額について現状と課題、そして、

今後、町としてどう対処していくことがよいのか、考えをお示してください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

校区コミュニティの役員といたしましては、どの校区コミュニティにおきましても、基本的に会長、副会長、事務局長、会計を設置されております。役員の方々は、原則、毎月開催されますコミュニティ会議とコミュニティ執行部会のほうに出席をされております。おおむね年間20回程度の会議が開催されておるようです。

事務局員としての業務につきましては、各校区コミュニティの事務局長が基本的に設置をされておりまして、その方々が担っていただいていると。業務の内容につきましては、役場への各種申請書類の作成、それから、会議資料の作成等を担っていただいておりますのが現状でございます。

報酬につきましては、会長職で24万円から30万円、副会長で12万円から20万円、事務局長で10万円から13万円、会計で10万円から20万円でございます。この金額の決定につきましては、各コミュニティの規約によって定められているものでございます。

御質問の事務局員でございますが、現状は、会議の資料作成や連絡などの業務を担っていただいているようです。

課題としましては、コミュニティによっては事務量が非常に多いと。その業務が集中するところとところが課題となっておりますのでございます。

今後につきましては、事務量の削減に向けた取組として、一部の校区コミュニティで実施をされておりますラインを利用したデジタル化の推進に向けて取り組んでまいりたいと思っております。導入に当たりましては、研修会等を行ないながら推進をしていきたいというふうに考えております。

また、これまでと同様、その事務の処理それから研修につきましては、相談があった場合については、研修につきましては当課が主催して行うようなことになるかと思いますが、事務処理の内容の詳しいところにつきましては、相談があった場合には、当課のほうでサポートをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

会議20回、ほかにもいろんなイベントの開催要綱をつくったり、人集めしたり、チラシをつくったり、これ事務量半端ないですね。しっかり実態把握を努めていただいて、適時対応していただきたいと願っております。

続きまして、町からの補助金の交付基準についてお尋ねします。

現在、各自治会への補助金も小学校区コミュニティを通じて配布されています。自治会への補助金の算出基準、これ自治会への加入世帯、つまり自治会費を払っていただいている世帯数に応じて決まっておりますね。これは致し方ない面はあるかと思っています。

ただ、本来は消防団の活動助成金や地域内の防犯灯の電気代は、その地域に住む住民が、全ての住民が恩恵を受けているため、補助金の額を自治会の加入世帯数で算出することは理に反しているんじゃないかなと私は思っています。

また、大規模な災害が発生した際も、共助の部分に関しては、自治会に加入していようがしていまいが、手を差し伸べていくべきだと私は思っています。そうしないと、各自治会の公民館が避難所になった場合、自治会未介入の方は避難所に入れないといった事態も生ずるかもしれません。宇美町ではないと思いますけれども、実際に、他県ではそうした事態も発生していると聞き及んでいます。

それは今後の課題といたしまして、各小学校区コミュニティの補助金の交付、これは何を基準としてお支払いしているのか回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

校区コミュニティに交付をしております補助金につきましては、宇美町地域コミュニティ交付金交付要綱に基づき、自治会の加入世帯に単価を乗じて交付を行っております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

私は、先日、ある小学校区のコミュニティの総会に出席しました。先ほどの補助金の算出基準が自治会の加入世帯数で算出されているという関係で、町からの補助金も年々目減りしていますね。当然、活動費も縮減せざるを得ないという状況に陥っていると思います。

そのコミュニティでは、見守り隊活動に参加されている方々の報酬を削減するという判断をなさいました。見守り隊とは、通学路に立って、特に交通量が多い危険箇所や交差点などで子どもたちが安全に通学できるよう、横断旗等を持って誘導していただいています。

宇美町で不審者情報や軽犯罪などが減っていった要因も、こうした見守り隊の活動があって、その結果なんですね。本当に私は感謝申し上げたいと思っている次第です。

活動日数は、地域によって差はあるようですけれども、年間で100日を超えて活動されている方もおられます。年額報酬で3,500円お支払いされていたんですね。それが2,000円に

削減されました。

小学校区コミュニティの役員の方々もやむにやまれない措置だったと思いますけれども、この措置に対して多くの御意見が出されました。詳細は差し控えますけれども、そもそもの要因がコミュニティへの補助金の算出基準が各自治会への加入世帯数で算出されており、年々自治会への加入世帯数が減っていけば、当然補助金の額が減っていきます。そうすると、活動の縮減にもつながっていくという事態に陥っているというふうに感じています。

本来、各小学校区コミュニティの活動は自治会への加入世帯を対象としているわけではなく、その校区にお住まいの住民全員を対象に実施されています。そうすると、小学校区コミュニティへの補助金の算出基準、これは自治会への加入世帯数で算出されるんじゃなくて、その地域にお住まいの住民の数またはその地域全体の世帯数で算出すべきだと思っています。見解をお示してください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

近年の物価上昇により経費が上昇しているというのは、もう報道等でなされておりますので、承知のことと思います。そのような状況の中で、各コミュニティの経費削減や事業スリム化などの検討はもう既にいただいております。

算出基準につきましては、校区コミュニティが行っている地域とのつながりや防災活動などの重要な役割に鑑みまして、算出方法の一部見直しを今後検討していかないといけない時期に来ているというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

見直すと、今、明言されましたんで、しっかり見直していただく。ぜひ早急にやっていただきたいと思っています。

次の質問に入りますけれども、小学校区コミュニティのサポート体制についてお尋ねいたします。

町では地域コーディネーター2名を配置して、各小学校区コミュニティの運営のサポートに当たっていると思います。

ただ、どんな方がこの地域コーディネーターとして活動されているのかよく分からないですね。せめて議会で紹介等を行っていただけるといいと思いますが、改めて各小学校区へのサポート体制について報告をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

各小学校区へのサポート体制でございますが、地域づくりコーディネーターを活用した支援を行っております。地域コーディネーターは、小学校校長それから小学校の教頭先生の経験を持つ職員で、会計年度任用職員で2名で今、御活躍をいただいているところです。

コーディネーターの役割としましては、各コミュニティへの伴走支援という形で、コミュニティの将来像づくりや実施する事業の内容、目的の整理などをコミュニティの方々と一緒に行っております。

5つのコミュニティについて包括的に関わっているため、コミュニティそれぞれの特色や課題、また、全てのコミュニティに共通する課題などについて豊富な情報を蓄積をしております。その情報を基に各コミュニティにフィードバックすることで、事業展開や新たな事業計画のサポートを行うことができております。

さらには、毎月の会議に出席した際には、必要があれば、これまでの経験を生かして会議運営の軌道修正などを担っているところでございます。地域コミュニティが最初に相談をする際の窓口としての役割を担っていただいているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

このサポーターですね、コーディネーターをしっかり活用していただいて、コミュニティの活動の活性化につなげていただきたいと願っているわけなんですけれども。

次の質問は、小学校区コミュニティの活動と各自治会及び今、宇美町で12できていますね、各自主防災組織の活動についてお尋ねしたいと思います。

自治会の活動とコミュニティの活動もかなりかぶっているところも見受けられますし、このあたりも整理が必要じゃないかなと思っております。

ただ、宇美町は自主防災組織の組織化、活動の充実を目指しています。各コミュニティでも名称はそれぞれだと思えるんですけれども、防災部会といった組織を構築しておられます。

課題といたしましては、各自主防災組織の取組と小学校区コミュニティの防災部会の活動がどのように線引きされているのか不明である点だと思います。各自主防災組織は、地域にお住まいの防災士を中心に、自治会の役員が活動を担っていると思われますけれども、小学校区コミュニティはどのような方々に担っていただいているのか、また、活動の実態どのようになっているのか回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

各コミュニティ、校区コミュニティによって差がございますけれども、現在では、自治会長が防災部員としている校区や、自治会から選出された校区コミュニティ委員の中から防災部員を選出している校区もございます。

活動の実態といたしましては、自治会の自主防災組織の取りまとめや自主防災組織の横のつながりなどの連絡調整を主に行っているところが現状でございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

昨年度なんですけど、総務建設常任委員会では、防災に関する視察研修で小郡市と愛媛県の松山市に行ってきました。両市とも自主防災組織の組織率100%なんですね。小学校区のコミュニティでは、防災士が中心となって防災訓練の開催、そして各自主防災組織への支援を中心に活動を展開されておりました。

宇美町でも、各自主防災組織の活動や役割を明確にするとともに、小学校区コミュニティの防災部会の在り方や構成員、また、活動内容を見直す時期に来ていると思います。町の見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

自主防災組織の件でございますが、近年の豪雨や大型化する台風、それから、いつ起こるか分からない地震など災害に対する備えというのは必要であるというふうに考えております。

過去の大規模地震災害におきましては、地域に根差した消防団や自主防災組織による共助が多くの人命を救ったというのが確認をされております。当町においても自主防災組織の展開は必要であるという認識を持っております。

議員が先進地視察に行かれた地域においては、その核となる人材の育成に力を入れられているという報告を受けております。先進地をモデルとした地域防災組織の設立を目指すためには、まず核となる人材の育成が急務だというふうに考えております。

また、先進地モデルを参考にしながら、宇美町に即した校区内コミュニティや自治会の役割分担、地域防災の拡充を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

次に、コミュニティ・スクールと小学校区コミュニティ、ここがどう違うのかということをちょっとお聞きしたいなと思っております。いわゆるコミュニティ・スクールを町では展開していますけれども、この取組に関しても、小学校区コミュニティの活動とどう連携しているのか、また、活動内容がどう線引きされているのか不明じゃないかなと思っております。

ぜひ、コミュニティ・スクールと小学校区コミュニティの連携についてどのように展開しているのか、また、理想とする姿というものをお示ししていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

コミュニティ・スクールということですので、学校教育課のほうから回答させていただきます。

まず、どのように展開しているのかということですが、本町におけるコミュニティ・スクールでは、地域の方々との連携の下、ボランティアによる補充学習の実施、登下校時の見守り、デイキャンプなど児童生徒の健やかな成長に欠かせない多様な活動を展開しております。

一方で、小学校区コミュニティにおいては、当該小学校区の地域住民、自治会、その他団体等が連携・協力しまして、地域の特性に応じた活動を展開されています。特に児童生徒が関わる活動、餅つきやたこ揚げ大会などの体験活動や地域清掃等のボランティア活動については、各小学校区の地域の方々が、これまで蓄積された経験やノウハウを生かし、効果的な活動を展開いただいております。また、児童生徒が活動に参加することで、活動の活性化につながっているというふうに実感しております。

それから、理想とする姿ということなんですけれども、コミュニティ・スクールと小学校区コミュニティの活動を一体的に推進し、地域と共にある学校づくり、学校を核とした地域づくりが同時に達成されることが理想の姿だというふうに考えております。

ほかの市町の学校で行われております、もともと地域のお祭りだった竹灯籠を児童生徒も関わって学校で行う。また、土曜日の授業で、避難所運営シミュレーションを地域の避難訓練としてゲーム形式で行う。こういったことが1つの理想形ではないかというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

なかなか見えてこないこのコミュニティ・スクールと小学校区コミュニティの取組ですね、こ

こをうまく機能していけば各小学校区のコミュニティの事業にこどもたちがたくさん参加できるような状況をつくり出すことができるでしょうし、また、地域の人が学校の行事にどんどん参加していただく、こういったことがうまくできると思っております。ぜひ、こういったことも情報発信をうまく使いながら宣伝していただいて、多くの方が参画できるような体制を取っていただきたいと願っております。

最後の質問になりますけれども、町長にお尋ねしたいと思います。今後、小学校区コミュニティをどのように発展させ、町を元気にしていこうと考えているのか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

自治会、小学校区コミュニティ、非常に宇美町の根幹をなす大切な組織であるというふうに、まず思っております。

5月27日の読売新聞に「町内会 維持へ試行錯誤」という見出しで記事が出ておりました。記事の内容は、人口減や価値観の変化で地域コミュニティの中心であった町内会も変革を迫られるというものでした。その中で、都市社会学に詳しい放送大学の玉野教授によると、町内会——宇美町でいうところの自治会でございますが——には100年以上の歴史があり、同じ地域の住民が親睦や情報共有を図るための任意団体で、全戸加入を前提に防犯や清掃といった活動に取り組む団体ということで紹介されておりました。成り立ちは諸説あるようでございますが、大正から昭和にかけて、商店主らが自営業者層を中心につくられていったそうでございます。それまでは、豪農などの有力者が地域を仕切っていたということが書いてございました。

自発的につくられる自治会が全国的に広がったのは、行政側が協力組織として利用できるというふうなところに目をつけて設立を促進したからだということも載っております、何とも耳の痛い話でございますけれども、宇美町では行政区長、いわゆる上位下達のそういう組織はもう既に10年前に廃止をしたところでございます。

その後、内務省の訓令により、町内会が全国的に整備されて、その下に10世帯前後の隣組も設けられたということで、戦中戦後に入っていくわけですけども、愛国心の監視システムということで国家体制に組み込まれたという、非常に悲しい歴史もあるようでございます。

その玉野教授によりますと、町内会は日本が生み出した公財産だが、当たり前存在する時代は終わったと。環境美化やこども支援など様々な団体と協力し、できる限りの負担を軽減すべきだと。今後は、緩やかにつながりを持ちながら、外国人を含めた住民と行政、議員が地域の課題について協議する場に転換していくのも1つの方向性だと語っておられました。

これは、小学校区の範囲内に存在する既存組織、宇美町の自治会・企業・NPO法人・先ほど

来、出ておりますコミュニティ・スクール、また消防団・PTA等々ございますが、多様な団体を基礎として、地域課題の効率的・効果的な解決を目指して住民自治を行う緩やかなネットワークを組織するという、10年前に策定した宇美町地域コミュニティ推進計画の考え方に非常に近いもので、ある意味、時代が宇美町についてきているのではないかなというふうに思うところでございます。

本町は、先ほど来、御紹介もあっておりましたが、小学校区コミュニティや自治会をはじめ、スポーツ協会や文化協会、また、スポーツ少年団などの社会教育関係団体や共同事業提案制度を活用した活動などなど、元来、地域活動や町民活動が非常に活発な町でございます。その特性を生かしながら、様々な主体がお互いをパートナーシップとして認め合い、共働して地域の課題を解決していくことが、町を元気にしていく源であろうというふうに思っています。

るお話を聞いておりますと、やはり、改めてそれをうまく結びつけるコーディネーションが大切だなというふうに聞いたところでございます。

先ほどの教授の話の中に、外国人という話が出てまいりましたが、本町においても、スリランカ出身の方が宇美町に家を建てて、消防団で活躍をしてくれております。昨日の消防団の操法大会にも参加しておりましたので、私も頑張ってくださいねと声をかけたところでございます。地域コミュニティの一員として活躍してくれておりますので、うれしいと同時に、とてもたくましく感じているところです。

宇美町地域コミュニティ推進計画を策定しました10年前には、そのようなことは想定されていなかったというふうに思います。今後は、そのような外国出身の方が地域コミュニティの一翼を担うことがもしかしたら当たり前になってくるのかもしれませんが、そういう意味においても、時代に合わせたアップデートが非常に大切だというふうに思っています。

今年度、宇美町地域コミュニティ推進計画の改定を予定しております。議員が懸念しておられます、負担が大きい役員や事務局の成り手不足への対応や、自治会との事業の線引き等々、しっかり議論をさせていただいて、地域コミュニティ推進計画に反映していきたいと考えております。

併せて、現在の交付金では自治体の加入世帯数を積算基礎としていることから、加入世帯数が減少すれば交付金額が減ることになります。それで、地域コミュニティ活動が縮小してしまうことになれば本末転倒なことになってしまいますので、このことにつきましてもしっかりと検討をしたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

今回、最後の質問は、やっぱり小学校区のコミュニティの活性化とサポート体制、やっぱりサ

ポートはお金ですね、あと人材、そういったところがとても大事じゃないかなと思います。

今日、傍聴に来られている方々、人数見てもよく分かりますよね、とっても関心が高いんです。ここに町としてしっかり応えていくサポート体制を充実させていく、これが何よりも大切なことじゃないかなと思っています。

また、役員の方々とか、そういった方にしっかり町として寄り沿う姿勢、これを最後の答弁でも示されました。しっかりまた実現していきながら、宇美町の元気な姿を後世に伝えていけるように祈念いたしまして、私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（古賀ひろ子）

通告番号6番。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

2番、安川禎幸です。今回は、「宇美町こども計画」と町の子育て施策の将来像はについて質問させていただきます。

私の自宅は、隣が原田保育園、その隣は原田小学校と、非常にこどもの頃からそういうふうな環境の中におりまして、今でも毎日、通園あるいは通学生のこどもたちと顔を合わせまして、挨拶したり、取り留めのない話をしたりしています。

先日、顔見知りのこどもが、2年生ぐらいのこどもが、大きな木を、これぐらいあるような木を持って学校に行っていたんですね。「あんた、どうしたとね、その木は」と言うたら、「いや、その道に落ちとったけ、危ないけん、学校まで持っていつているんですよ」というふうな感じで、「もういいよ、それ、おいちゃんがもらうけん、そこ置いときんしゃい」と言って、もらっていったんですけど、非常に、小さいこどもでもそういうふうないろんなことに気がついて、周囲に気を配れるような環境になっているということは、非常に子育てとか教育の成果かなと少し思ったりしているところです。

令和5年4月に、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこども基本法が施行されました。こども基本法の目的は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次世代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するとなっております。

また、このこども基本法の基本理念にのっとり、全てのこども・若者が身体的、精神的、社会

的に幸福な生活を送ることができる社会、こどもまんなか社会を目指すこども大綱が策定されました。

これを踏まえまして、本町では、宇美町こども計画（うみっ子未来プラン）が策定されました。

第7次総合計画の基本目標「みんなで「こどもの育ち」を応援し生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち」の実現に向けて、今後の宇美町の子育て施策についてお尋ねします。

まず、本年策定されました宇美町こども計画についてお尋ねします。

宇美町は、今まで子ども・子育て支援事業計画を策定してまいりましたが、それに代わり、今回、宇美町こども計画を策定されました。今までの計画から大きく変わったものになっておりますが、宇美町こども計画の趣旨、それから、従来の計画との相違点についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

初めに、今回策定いたしました宇美町こども計画の趣旨を御説明させていただきます。

1つは、これまでの第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画において推進・充実を図ってきた各施策にこども大綱の内容を踏まえて、妊娠期から子育て期、さらに、その先の青年期まで、ライフステージごとに必要な支援やサービスを確実に届けることでございます。

2つは、社会全体で子ども、若者及び子育て家庭を見守り、孤立化を防ぐなど効率的なこども施策を総合的・計画的に推進することです。

次に、従前の計画との大きな相違点について、2点説明をさせていただきます。

1つは、これまでの子ども・子育て支援事業計画に加えまして、こども・若者計画、それから、子どもの貧困対策計画、次世代育成支援行動計画、それから母子保健を含む育成医療等に関する計画、これらの計画を包含した一体的な計画となった点でございます。

2つは、こども基本法にのっとり、こどもの意見を聞き施策に反映したこと、また、保護者や若者など様々な方からオンライン意見箱等を通じて意見をいただき、計画策定の参考とした点でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

分かりました。今回の大きな変更点として、今までこどもという表記がこども・若者になっております。計画のライフステージ別の目標には青年期も含まれています。ここでいうこども・若

者の定義についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

こども計画において、こどもとは乳幼児期、学童期及び思春期の者と定義をしております。また、若者とは、さらにその先の30歳未満までの青年期の者と定義をしております。施策によっては、40歳未満までを対象にしているものもございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ここの部分でいうのは、確かに大きく違うところだというふうに思うところです。

今回の計画の大きな特徴として、妊娠期～乳幼児期、学童期・思春期、青年期、それから全年齢といったライフステージごとの目標と施策が設定されています。それぞれのライフステージにおいて重要な項目についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

今、議員おっしゃっていただいた4区分について、それぞれの重要項目について説明をさせていただきます。

まず、妊娠期から乳幼児期では、妊娠・出産期から安心して子育てに取り組めるように多様な教育、保育事業の充実を図り、子ども・子育て支援事業の充実、それから、こどもの健やかな成長のための健康支援など、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指します。

次に、学童期・思春期では、確かな学力と健やかな体、豊かで健全な心の育成、安全・安心・適切な教育環境整備を推進し、こどもたちの郷土への誇りと学びを支え、生きる力を育むまちづくりを目指します。

次に、青年期では、若者にとって魅力ある地域づくりや就職支援、それから、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実に取り組み、若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくりを目指します。

最後に、全年齢においては、子ども・若者・子育てに優しいまちづくりに向けた住民への啓発や障がい児、医療的ケア児への支援、ヤングケアラーの早期把握や支援体制を構築し、全ての子どもと保護者の最善の利益を守るまちづくりを目指します。

計画策定に当たりまして、関係各課とヒアリングを行った上で決定した施策は114に上りま

す。従前の子ども・子育て支援事業計画に比べまして、施策の数が45増加し、多岐にわたりますが、区分ごとの施策については関係課と連携して、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

この青年期が加わったというのは、まさに大きな変更点だと思いますが、今回の計画は多岐にわたっており、計画もボリュームのあるものになっています。また、今回の計画には多くの新規事業が盛り込まれています。

今回策定されました宇美町こども計画の中で、今後、特に町で力を入れたい部分がありましたら、説明をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

今後、実施していきます新規事業のうち、2つの事業について申し上げます。

1つは、子育て短期支援事業、こちらを今年度から実施をしております。この事業は、保護者の疾病や育児疲れ、出産や仕事などでこどもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間こどもを保護するこどもショートステイ事業や、保護者がこどもと一緒に宿泊しながら相談・支援を受けることができる親子ショートステイ事業となっております。この事業については、4月、5月の2か月で既に相談があっておりまして、こどものショートステイ事業での利用実績があつておるところでございます。

2つは、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度でございます。この事業は、子どもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもにとって良質な生育環境を整備することを目的としたものでございます。

内容は、全ての子育て家庭に対し多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育、保育給付に加えて、月一定時間までの利用可能な枠の中で就労要件を問わず、時間単位などで柔軟に利用ができる通園給付事業となっております。対象は6か月から3歳未満となっております。保育所等に通っていないこどもが対象となるものでございます。

この事業につきましては、既に先行して実施している自治体もございしますが、令和8年度からの本格実施に向けまして、年内には関係条例の整備を行う予定とともに、実施可能な保育所等や幼稚園等の調整を引き続き進めていきたいというふうに考えております。

このほかにも、こども計画では幾つかの新規事業を掲げておりますが、今後、ニーズや対象児

童を把握して多様な課題を整理しながら事業運営について精査を進める予定でございます。状況を勘案した上で整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（２番 安川禎幸）

大変なたくさんの数の新規事業、非常に期待しております。よろしくお願いします。

続けます。宇美町こども計画の目標は、未来と笑顔をうみだすこどものまんなかのまちづくりとなっております。宇美町では、うみハピネスがこども教育総合支援センターとして子育てと教育の中核施設として位置づけられています。

令和６年に、ハピネス内に妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を行うこども家庭センターが開設されました。こども計画の中では、子育て支援と同時に、母子保健と児童福祉の両機能を合わせ持つこども家庭センターが計画を推進するために重要な存在になってくるというふうに思います。このこども家庭センターの位置づけ、機能について考えをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

こども家庭センターは、全ての妊産婦それから子育て世帯、こどもに至るまで切れ目ない相談支援をワンストップでアクセスできる窓口となっております。こどもや子育て等に関する相談を一元的に受けまして、専門の相談支援員により必要な支援を提供する役割を担っております。

新年度になりまして、町内校長会で改めて各学校のクラスにこども家庭センターのポスター掲示を依頼し、こどもから相談できる周知を図ったところでございます。

また、現状につきましては、開設時間での来所相談、それから電話相談を始めまして、それから毎月２５日には２０時までの夜間相談窓口を開設しております。また、ホームページのリニューアルに合わせましてメールでの相談を開始したところでございます。少しずつではございますが、これらを活用された相談件数も増えてきているところでございます。今後も、機能、相談体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（２番 安川禎幸）

続けます。続きまして、妊娠期～乳幼児期の施策に、地域子ども・子育て支援事業の充実の中で、子育て支援センター事業の充実についてお尋ねします。

平成１５年に開設されました子育て支援センターゆうゆうは、これまで土日の開館、小中学校

の子育てサロンの開設や子育てサポーター講座等の取組をされています。今後の子育て支援センター機能の充実についての考えをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

子育て支援センターは、就学前のこどもとその家族が気軽に来館し自由に過ごすことができる施設となっております。令和6年度より、普段は仕事などで利用しづらい方への利用促進のために、月1回、土曜または日曜の開館を行っております。このことにより、令和6年度の子育て支援センターゆうゆうの利用者数は7,751人となりまして、平成15年度開設以来、初めて7,700人を超えた利用人数が達成できたところでございます。

また、これまでの町内中学校3校、それから原田小学校での子育てサロンに加えて、令和6年度からは井野小学校でも実施をしております。さらに、南町民センターで「芝生広場であそぼう！」を行いまして、小中学生の兄弟児も含めた家族参加型のイベントを開催をいたしております。

これら全ての内容を含めました令和6年度の総利用者数は8,579人となったところでございます。さらにこれに加えて、昨年度コロナ禍を経て5年ぶりに実施をいたしました子育てサポーター養成講座では、8名の方に修了書を授与したところでございます。

今後は、子育てサポーターや育児スタッフ、それからイベントスタッフなど何らかの子育て支援活動の第一歩を踏み出していただき、地域で活躍してくださることを期待しているところでございます。今後も、引き続き、利用者の増加、充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

今、説明いただきましたこの2つのセンターですが、今後の子育て支援の要になる部分だと考えます。さらなる機能充実を期待します。

続きまして、学童期・思春期の施策の中で、確かな学力と健やかな体の育成。学童期における生活習慣の形成・定着及び食育の推進。この中で、小児生活習慣病予防健康診査（うみっこ健診）についてお尋ねします。

昨年の厚生文教委員会で、令和5年度のうみっこ健診の事業報告を受けましたが、健診結果はおおむね良好であったというふうに思います。気がかりなのは、受診率が令和4年度では45%ぐらいありましたが、5年、6年では30%に低下しています。

宇美町は後期高齢者医療費の1人当たりの医療費がもう連続して限界値という大きな課題を抱えております。この課題の解決のために、受診率を上げる必要があるのではないかと思います。受診率の向上対策と今後の方針についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

うみっこ健診の受診率につきましては、今、議員おっしゃいましたように、受診率といたしましては、令和4年度が45.8%、そのうち令和5年度から33.1%、令和6年度は35.0%と、昨年度は前年度より1.9ポイントほど増加はしたものの、決して高い受診率とは言えません。こどもみらい課では、令和7年度受診率を50%を目標に置きまして、目標達成に向けて事業を実施しているところでございます。

受診率向上対策といたしましては、昨年度、委託医療機関等の小児科医、それから小学校の校長、養護教諭等、生活習慣病予防に関する学識経験者を委員として、宇美町小児生活習慣病予防連絡会を設置いたしまして、受診率向上のほか、健診結果の評価等、専門的な立場から建設的な意見が出されたところでございます。

この連絡会での意見を踏まえまして、小学6年生を対象に、今年度6月から各小学校において、こどもみらい課の保健師がゲストティーチャーとして授業に参加させていただく予定としております。

ゲストティーチャーの授業では、児童が体の仕組みに興味を持ち、生活習慣病予防の観点から食を選択する力をつけていく狙いがございます。また、食べたものが体をつくること、体の中身はうみっこ健診を受けないと分からないということも学習として展開をしていきたいというふうに考えております。こうした機会により、各学年にも波及させることで、受診率向上につながっていくことを期待をいたしております。

また、今年度は健診後の結果説明会を、その予約をスマートフォンでできるように、保護者にとってもその負担を減らす取組を行っております。

受診実施時期につきましても8月末までというふうにしてありますが、状況により延長するなど柔軟に対応したいというふうに考えております。

今後の方針としては、昨年度設置した連絡会での御意見や課題を整理していきながら、受診率向上と併せて、その後の結果説明を充実させまして、小児生活習慣病予防を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（２番 安川禎幸）

宇美町は、後期高齢者医療の１人当たりが県下で一番高い。その原因は生活習慣病に起因しております。妊娠期から就学前までは母子保健、１６歳以上はフレッシュ健診や特定健診などで受診できますが、小中学校の学齢期がちょっとブランクとなっております。その部分を補完する意味でも、うみっこ健診は重要であり、また、受診率を上げることは大事だというふうに思います。

医療費の問題は全庁的な課題であります。宇美町では、こどもみらい課が教育委員会部局に入っておりますので、この町の課題を教育委員会あるいは学校と共有して推進していただければと思うところです。よろしくお願いいたします。

続けます。全年齢の施策の４、こども・若者まんなか社会の基盤づくりというのがあります。これは、こども計画の中でも大きなポイントになる部分ではないかと思います。

昨年開催されましたこども会議では、出席した小中学校の児童生徒により活発な意見が出されましたが、その中で、宇美町のこどもが笑顔になれる居場所の提案というのがされております。

また、計画の末尾に、こども・若者の意見聴取のページも掲載されておりましたが、このこども計画のこども・若者の居場所づくり、または、こども・若者が意見を表明しやすい環境整備、この内容についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

昨年度に実施いたしましたオンライン意見箱や若者トークカフェ、こども会議を通じまして、小・中学生から学校や体育館それから南町民センターなど、今ある町内施設を有効に活用して、勉強であったり、遊びであったり、地域の方々と触れ合ったりしながら学ぶ場所や集える場所が欲しいという提案を受けて、今年度、居場所の開設に向けて事業者の選定を行ったところでございます。

具体的な内容といたしましては、まず中高生の居場所といたしまして、町内の施設で平日や土日に気軽に立ち寄ることができ、自由に過ごすことができる居場所を町内１か所に開設をいたします。コーディネーターを１名配置いたしまして、中高生が相談しやすい環境整備を行い、必要に応じて、文房具、生理用品など中高生の生活に必要な物品の提供や、フードパントリーなどによる食事の支援を行います。

次に、小学生の居場所といたしまして、長期休業中に各小学校区で２回から３回ずつ学習する場の提供と体験活動をそれぞれ実施をいたします。こちらにも必要に応じまして、文房具、生理用品など小学生の生活に必要な物品の提供を行ってまいります。

居場所の運営を行う中で、コーディネーター等のスタッフが支援が必要なこどもや家庭を発見

した際は、こども家庭センターなどと情報共有を行いまして、連携しながら適切な支援機関につなげることにいたしております。

次に、こども・若者からの意見表明につきましては、ホームページ等による活用、それから、チラシの二次元コードを読み取ることによりまして、オンライン意見箱の設置、これらを用いまして、こども・若者からの意見聴取を計画をいたしております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

このこどもの居場所ですけど、こども会議の中で、こどもたちの提案により実現した施策です。今後も事業の推進をお願いします。

続けまして、子ども・子育て支援条例の見直しについてお尋ねしますが、宇美町には、令和2年に制定されました宇美町子ども・子育て支援条例があります。当条例は、子育てするなら宇美でを目指す宇美町の今後の指針になるものと考えます。今回、こども計画の策定に合わせましてバージョンアップする必要があると思いますが、条例改正の考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

令和2年の議員発議により制定されたこの条例については、こどもが大切にすることが明記されておりまして、さらに、安心して生きる権利があること、それから、自分らしく生きる権利があること、そして、自己表現や社会に参加する権利があることが示されております。

また、大人の役割として、保護者の役割、町民の役割、学校関係者の役割、地域団体の役割、事業者それから議会の役割を示し、行政はこどもの居場所の提供に努めなければならないなど、今年度着手する新規事業についても言及された条例となっております。こども大綱、こども基本法の理念を含むすばらしい条例であるというふうに認識をいたしております。

条例は制定して終わりではなく、この条例に基づき、様々な施策に取り組んでまいりました。昨年度、ワークショップ、こども会議、オンライン意見箱など幅広い年代から意見を聴取し策定したこども計画ですが、計7回開催いたしました子ども・子育て会議の中でも、この条例について委員の方から、こども基本法に先駆けた全てのこどもは未来への希望であり、かけがえのない宝、大切な存在であることを示していて、大変評価できるというお言葉をいただいております。

また、令和5年の人権啓発座談会において、参加した中学生からは、こんなにすばらしい条例があることを大人の方、地域の方にもっと知ってもらいたいと意見をもらっております。

令和6年度は教育の日の取組に合わせ、授業の中で取り組むとともに、全小中学生に条例を配

布いたしました。また、クロームブックでいつでも見るができるよう普及啓発に努めております。この条例の存在を知っていただくため、今年度も普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

このような取組を続けていく中で、理念の変更や大幅な内容の変更が生じた際には、条例の改正を検討していく必要があるというふうに認識をいたしております。その際は、議員の皆様方にも御相談させていただきながら、ぜひお力添えをいただきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（２番 安川禎幸）

この条例は、令和２年に、当時の宇美町の子育て施策や子ども・子育て基本計画の骨子になるものとして策定されております。この子育てというところで条例化しているのは、糟屋地区は宇美町だけ、子育てするなら宇美でと従前より子育てに力を入れてきました宇美町のシンボルであり、条例があることが他町との差別化につながっています。特に、今回、こども計画の中では、こども大綱の理念、こどもまんなか社会、これを計画の目標とした、こどもまんなかのまちづくりとうたわれており、これはすばらしい目標だというふうに思います。

宇美町は、これまでも「子育てするなら宇美で」を合言葉に子育てに力を入れてきましたが、この条例の条文に、このこどもまんなかのまちづくりを入れたらどうかと、ひいては、こどもまんなかのまちづくり宣言というふうにしたらどうかと。そうすることで、子育てするなら宇美での決意表明になるのではないかなというふうに考えているところです。

また、計画の策定で条例の改正を行った折には、これを町の内外に情報を発信することで、子育てに力を入れている宇美町の認知を高め、また、ふるさと納税などのPRにつながるのではないかと思います。

現状に甘んじることなく、攻めの行政でいかないと、現状のままでは宇美町は埋没してしまうんじゃないかなというふうにも思うところです。というところで、ぜひ条例の改正、検討いただきたいというふうに思うところです。答弁は要りません。

それでは、最後の質問ですが、宇美町の子育て施策の将来像についてです。

今回策定されました宇美町こども計画の町長の序文を見ますと、「こどもは時代を担う社会の宝です。その宝であるこどもが、自分らしく健やかに成長できるよう「子育てするなら宇美町で」を合言葉に、妊産婦と子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、子育てしやすい環境づくりに力を入れてまいります」と述べられています。

町長は、このまんなかのまちづくりの実現に当たり、どのような宇美町の将来像を描いてあるのか、お尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

私は、宇美町で生まれ育った人、宇美町に移り住んだ人、これから宇美町に移り住む人、全ての人が「このまちが、いい。」と思っていただけるような、そして、ちょっとわくわくするようなまちづくりを目指しております。第7次の総合計画の中にも、一丁目1番地として子ども・子育ての支援というものをに入れております。また、宇美八幡宮に代表されますように、宇美町は子ども・子育ての町だということを町内外にしっかりと発信していきますし、また、そういった町だということを認識していただいているというふうに思っています。

先日、令和6年に生まれたこどもの数が国の推計よりも14年も早く70万人を割り込んだと、合計特殊出生率も1.15と過去最低を更新し、福岡県の出生率が3万2,280人で、前年から1,662人減少しているという報道がございました。県の合計特殊出生率は1.22と全国を上回っていますが、前年の1.26から0.04ポイント下がり、過去最低となったというふうな報道もあり、厚生労働省は急速な少子化に歯止めがかかっていない危機的な状況だというふうに言っております。ちなみに、本町の直近の合計特殊出生率は1.55というふうになっております。

こういった社会情勢の中、令和7年3月に完成しました子ども・子育て計画では、『未来』と『笑顔』をうみだすこどもまんなかづくりを目標として、それぞれのライフステージ別の目標を掲げまして、こどもまんなかまちづくり、まさに議員がおっしゃっている目標に向かって、職員また町民の皆さん方と一緒に施策を進めているところでございます。

施策を実行していく中で、結果として少子化の歯止めや出生率の増加、子育て世帯はもちろんのこと、こどもたちからも将来この町がよいと、この町に住み続けたいと選ばれる町につながることを目指しておるわけでございます。

先ほどから御紹介にもありましたが、昨年11月9日に、宇美町教育の日に開催いたしました生涯学習研究大会で、小・中学生によるこども会議を実施したことは御存じのとおりでございます。その中で、宇美町のこどもが笑顔になれる居場所ということで、5つの小学校、3つの中学校で議論していただいて、こどもたちから私に提案をしてくれました。

その内容は、自分たちの地域にある施設で、地域の人から様々なことを学べる居場所が欲しいということで、これ、私びっくりしたのが、地域の人から学びたいというのはこどもたちの願いであったということです。

また、様々なことというのは、勉強もそうですけど、社会のことであったり、仕事のことであったり、遊びのことであったり、そういったことを地域の人から学びたいという声が出たのは非常に嬉しかったなというふうに思ったところでございます。その居場所の一つとして、令和7年

3月に、エンジョイうみを宇美中学校に開設をしております。

さらに、令和7年の今年の夏休み中には、各小中学校で小学校の居場所のスタート、また常設型の中高生の居場所も夏休みにスタートすべく、現在取組を進めているところでございます。

先ほどのこどもたちのこども会議のときに、私が語りかけましたのは、あなたたちは——こどもたちというか小中学生3,200人おります、宇美町の人口の約9%に当たるわけでございますが——あなたたちはこの宇美町を構成する大切なメンバーだということを伝えました。大人が決めたことを漫然と受け入れるだけではなくて、自分たちが今、直面している課題を友達みんなとしっかり話し合っ、それを提案すると。そうやってまちづくりに反映していきますよということを申し上げました。

その1つが、このエンジョイうみであったり、こどもの居場所、それを実現していくのが私の仕事ではないかなというふうに思っています。

また、令和7年4月に実施しました宇美町まちづくりに関する町民アンケートにおきまして、「あなたは宇美町が安心してこどもを産み育てることができる町だと思いますか」という問いかけに、回答をいただいた半数以上の人が「そう思う」。そして、もう1つは「どちらかといえばそう思う」ということで回答をしていただいています。これは令和6年の調査時より6.4ポイント上がっており、施策の満足度も上がっているのではないかなというふうに思っております。

こどもは、家庭の、地域の、そして日本の宝でございます。未曾有の災害や新型コロナウイルス感染症など、今後も何が起こるか分からない不確実な時代が連続します。こどもたちには夢や目標を持って、変化を恐れずに努力と挑戦を積み重ね、粘り強く、そして、しなやかに前進してほしいと願っております。そして、そのこどもたちがふるさと宇美を愛し、この町が、宇美町がいいんだ、宇美町が大好きなんだと胸を張って言える町にしたい、そのようなこどもの将来像を描いていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ありがとうございます。このこども計画、すばらしい計画だというふうに思っております。

先日、さっき言いましたけど、原田小学校によく行くんですけど、子育てサロン、さっき説明がありましたけど、参加させていただきまして、生まれたての赤ちゃんから3歳児ぐらいまでのこどもたちが保護者さんと一緒に来られていまして、小学生と一緒に交流をしておりましてけど、小学生のお姉ちゃんが生まれて初めて赤ちゃんを抱きました。赤ちゃんがまだにこにこ笑っていて、あとは、サッカーしているというふうなやんちゃな真っ黒に日焼けした、ちょっと4、5年生ぐらいの男の子が、なんか二、三歳ぐらいのこどもたち複数と一緒にゲームして遊んでいた

とか、そういうふうなお互い子どもたちが喜びながら学ぶといえますか、そういう姿を見まして、こういうふうな子育ての施策が充実することで、宇美町も少しずつ子育ての町に近づいてるのかなというふうに感じたところでございます。

今日は、町長はじめいろいろな答弁をいただきました。宇美町こども計画は、アンケート調査をはじめ、こども会議等各種の会議、あるいは、ライフステージにおきましては、出会いから結婚、妊娠、出産、乳幼児期、学校から成年期と多岐にわたる大きなボリュームを持っております。作成の関係の方の苦勞が忍ばれます。本当に、非常によい計画ができたというふうに感じております。しかし計画はつくったで終わりではなく、これが始まりだというふうに思います。

宇美町こども計画で策定されました施策を推進し、また情報発信を続けることが宇美町のセールスポイントになり、また町の評価につながると思います。今後も強力に計画を推進していただきたいと思います。

それから、町長はいつも言われるように、子どもたちはやはり宇美町の宝だというふうに思います。宇美町こども計画の目標であります、こどもまんなかのまちづくりの実現と今後の宇美町の子育て施策の充実を期待しまして、質問を終了します。御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子）

2 番、安川議員の一般質問を終わります。

ただいまから 13 時まで休憩に入ります。

12時06分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

追加日程第一．議案第32号

○議長（古賀ひろ子）

追加日程第一、議案第32号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

それでは、議案第32号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

予算書は3ページになります。

令和7年度 宇美町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ3,098万

7,000円を追加し、予算総額を154億3,233万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、町道竹ケ下～桜ヶ丘線災害復旧工事箇所周辺においてパイプひずみ計や水位計を用いた動態観測業務を実施中のところ、災害復旧工事範囲外においてひずみ変動が発生し、その後もひずみの累積が確認されましたが、変動の要因が不明であることから、原因究明のための詳細調査に必要な経費を増額するものでございます。

歳出から説明をさせていただきますが、資料につきましては6月議会議案資料綴一般会計補正予算（第2号）事業一覧表をつけておりますので御参照ください。

それでは、予算書の12ページになります。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、13ページ、001道路橋りょう維持管理費において、動態観測業務委託料を3,098万7,000円増額しています。

次に、歳入の説明をさせていただきます。10ページになります。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3,098万7,000円の増額は、次の11ページ、本補正予算の財源とするため、基金を取り崩し、繰入れを行うものでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入、歳出、一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳入、歳出、一括質疑に入ります。

予算書10ページから13ページまでの間で、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

質疑のある方はどうぞ。ありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

資料2ページから質問したいと思います。

この事業の予算計上に当たっては、今までの調査の結果、不明瞭なところがあるということで追加の調査をしっかりと行うということが要旨になっていますけれども、やはり二度とひばりが丘のり面、崩落しては絶対いけない。その崩落を防ぐためには、できることはしっかりとやるということが大事になってまいります。そのための予算計上で、これはもうしっかりとやっていただくというのが大前提でございます。

ただ、1点だけ気になる点がございます。財源のところを見ると、一般財源が全てということで計上されてあります。

これまでやってきた国の交付金を使った事業というのに、できたら、そういった国の補助金あるいは起債こういったものを上手に活用していただきたいと思っています。

現段階では、やっぱり緊急でございますので一般会計で充てると、これ致し方ないと思っていますけれども、今後の可能性として、国庫補助であったり、この災害の関連というところで位置づけると交付金であったり、あるいは、起債というものも活用が可能ではないかなと考えられます。その辺りの考え方、お示しいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

添田都市整備課長。

○都市整備課長（添田勝春）

失礼します。我々も令和3年度に発生しましたひばりが丘の災害復旧工事のような大規模な災害が起きないように、今回、議員の皆様の方には、こういったしっかりした調査を全員協議会で提案させていただいております。

その中で、この調査に関しましては、我々も今後調査、そして調査の結果に応じて工事という流れになっていくんですが、設計ですね。その中で、まず調査に関しまして、議員がおっしゃられるように、例えば災害復旧であったり、補助金であったり、交付金であったり、起債であったりというところを事前に県庁の方と協議をさせていただきまして、今の現状、ひずみ計の数値の出方、地下水、そして、今後想定できるもの、こういったことが起きるかというところも踏まえて、県の方と協議を行ってまいりました。

その中で、当然、補助金になりますと、災害復旧事業になりますと、被災の後に原形復旧もしくは原形復旧できない場合は、今回のような改良を行うというところで、補助金については難しいという回答をいただいております。

また、交付金につきましては、年度当初に県の方に、前年度の時点で本年度の申請というところで、途中からできるかというところも加えて協議を行ってまいりました。

現時点で、やはり本格的な調査を行って、通常、災害復旧も踏まえて交付金事業に申請する場合は約1年以上、こういった本格的な調査を行って地面の中の動き、そして地下水との連動、そして、こういったことが地面の中で起こっているのか、だから対策事業としてはこれぐらい要るといったところの整理が必要じゃないと申請が難しいというところで、最終的に、今、想定しておりますのが、議員がおっしゃられるような最後の起債、緊急自然災害防止対策事業債、こちらのほうを、もし今後、本格的な調査の結果、動きがあった場合は、この起債を活用して予防もしくは保全の事業を考えております。

○議長（古賀ひろ子）

工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼します。今、議員のほうから質問があったのは、この今回上げている調査の3,098万7,000円が、後々、補助対象や起債の対象にならないかという御質問だったかと思うんですけど、この分については、私の担当しています起債のほうからいきますと、調査については、もともとどんな事業であっても、災害復旧であっても、通常の道路工事や土木工事等であっても、調査対象にはならないので、この分については起債を充てることはできないということで回答させていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入、歳出、一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第2号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

追加日程第二 発議第2号

○議長（古賀ひろ子）

追加日程第二、発議第2号 宇美町議会ハラスメント防止条例検討特別委員会の設置及び選任に関する決議についてを議題とします。

趣旨説明を求めます。安川禎幸議員。

○議員（２番 安川禎幸）

それでは、発議第２号、私のほうから説明させていただきます。

発議第２号 宇美町議会ハラスメント防止条例検討特別委員会の設置及び選任に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。令和７年６月１１日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿、提出者、宇美町議会議員、安川禎幸、賛成者、同じく鳴海圭矢、同じく安川繁典、同じく丸山康夫、同じく高橋紳章、同じく小林孝昭。

宇美町議会ハラスメント防止条例検討特別委員会の設置及び選任に関する決議、下記のとおり、宇美町議会ハラスメント防止条例検討特別委員会を設置するものとする。

- １、名称、宇美町議会ハラスメント防止条例検討特別委員会。
- ２、設置根拠、宇美町議会委員会条例第４条。
- ３、目的、議員におけるあらゆるハラスメントを未然に防止し、根絶することにより、町民から信頼される議会の実現を図るため。
- ４、委員定数、６名。
- ５、設置期間、本特別委員会は、議会閉会中も調査研究できるものとし、その調査研究が終了するまで継続する。

提案理由について補足説明をさせていただきますが、昨年、「不適切にもほどがある」というドラマが話題になっておりましたが、昭和の時代は許されていたことが現在では不適切であると断じられ、価値観が大きく変化しております。また、ジャニーズやフジテレビをめぐる問題や兵庫県知事をめぐるハラスメントの案件が世間の注目を集めており、また、地方自治体や地方議会のハラスメントの問題も大きく報道されたところです。

近隣では、筑紫野市議会の案件や大野城市幹部職員のハラスメントの問題など不祥事も報道されており、住民の方の関心も高まっていると感じております。

ハラスメントは、いじめと同じく、人間の尊厳を著しく損なうものであり、絶対に許されないものです。宇美町議会は、ハラスメントを絶対に許されないという強い思いで、他町に先駆けまして条例の制定を発議させていただきます。

以上、御審議の上、御賛同いただきますようお願いして、趣旨説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。安川議員、議席にお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号 宇美町議会ハラスメント防止条例検討特別委員会の設置及び選任に関する決議についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。お諮りします。本特別委員会委員には委員会条例第5条第4項の規定によって、2番、安川議員、9番、鳴海議員、6番、安川議員、4番、丸山議員、3番、高橋議員、1番、小林議員の6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方を宇美町議会ハラスメント防止条例検討特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、本特別委員会の任期は本日より調査研究が終了するまで、または、議員の任期満了日までとし、この間、閉会中の継続調査を行うことにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、本特別委員会の任期は、本日より調査研究が終了するまで、または、議員の任期満了日までとし、この間、閉会中の継続調査を行うことに決定しました。

御報告いたします。先日の全員協議会におきまして正副委員長の協議を行った結果、委員長には2番、安川議員、副委員長には4番、丸山議員で調整が終わっておりますことを御報告いたします。

日程第2. 閉会中の継続審査又は調査について

○議長（古賀ひろ子）

日程第2、閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

したがって、本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任することに決定しました。

_____ . _____ . _____

○議長（古賀ひろ子）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年6月宇美町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

13時15分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月9日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 白 水 英 至

署名議員 小 林 孝 昭